

神奈川県食肉衛生検査所

Kanagawa Prefectural Meat Inspection Station



食肉・食鳥肉の安全確保に取り組んでいます

食肉・食鳥肉の安全確保のしくみ

畜産農家

家畜保健衛生所

- ・家畜伝染病予防法
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律



と畜場
併設食肉処理施設
食鳥処理場

食肉衛生検査所

- ・と畜場法
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- ・食品衛生法
- ・牛海綿状脳症対策特別措置法

食肉販売店
食肉処理業者

保健福祉事務所及び各センター

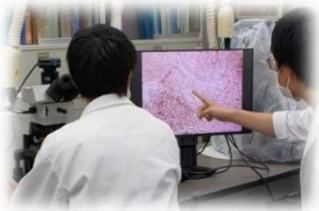
- ・食品衛生法
- ・食品表示法

食肉衛生検査所のしごと

- ・食用にするためにと畜場に搬入された牛、馬、豚、めん羊及び山羊について、**1頭ごとに異常の有無を検査**しています。
- ・と畜検査は、望診や触診等で行いますが、それらで判断できない場合は、微生物学的、病理学的、理化学的な精密検査を行います。



と畜検査



安全な
食肉の確保



衛生監視

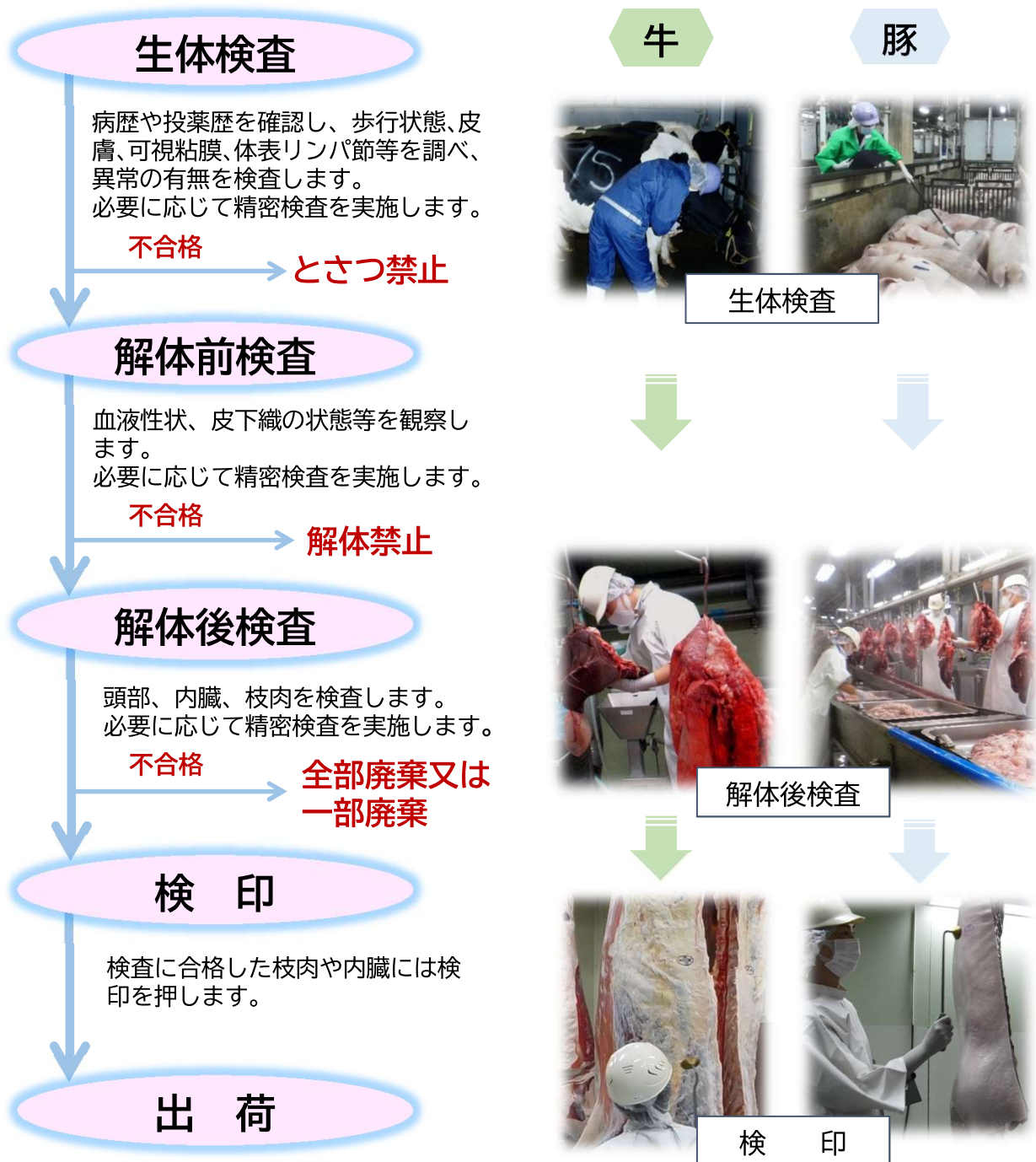
情報発信

- ・と畜場、と畜場併設食肉処理施設、食鳥処理場における衛生管理や食肉・食鳥肉の衛生的な取扱いについて監視指導を行っています。
- ・施設のHACCPに沿った衛生管理の実施状況等について、確認しています。
- ・食肉や食鳥肉中の**残留抗菌性物質等のモニタリング検査**を行っています。
- ・と畜場や食鳥処理場の従事者等を対象とした衛生講習会に講師を派遣し、自主衛生管理を促進しています。

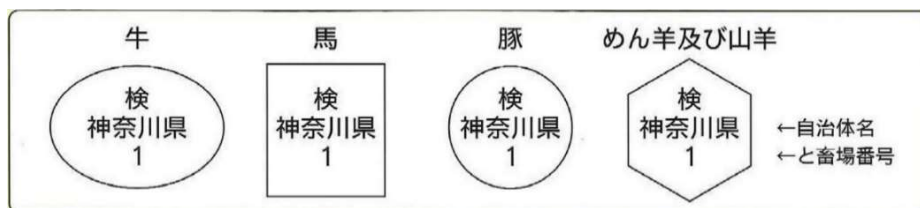
- ・家畜の疾病や食肉・食鳥肉に関する**調査研究**を行っています。
- ・全国の食肉衛生検査所や家畜保健衛生所等と常に情報交換を行い、情報を収集しています。
- ・ホームページや講習会等では**と畜検査結果をフィードバック**する等、情報の発信に努めています。



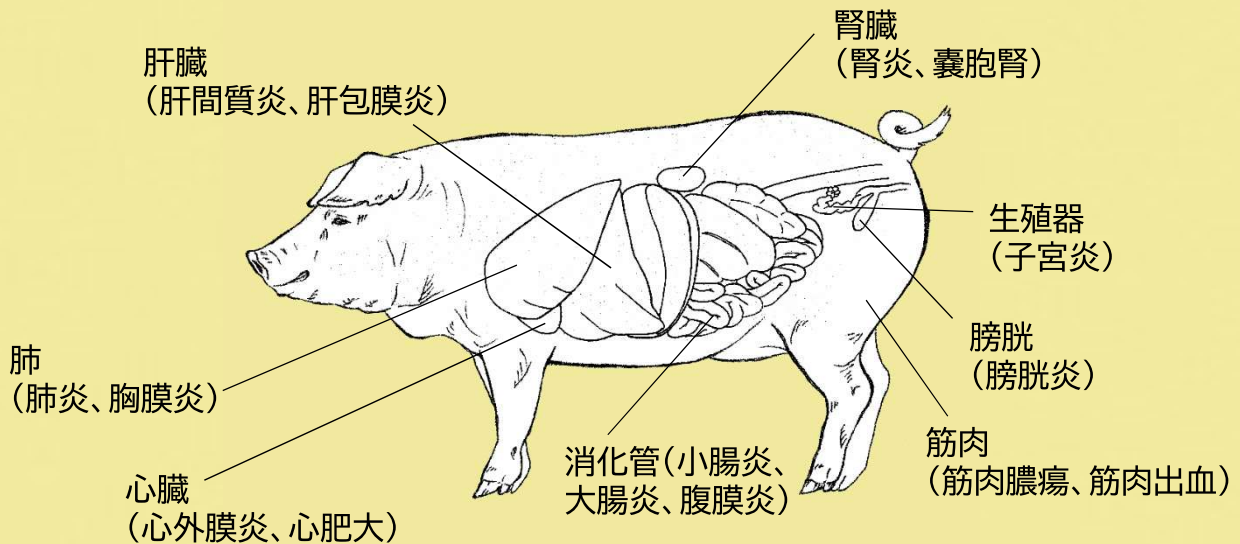
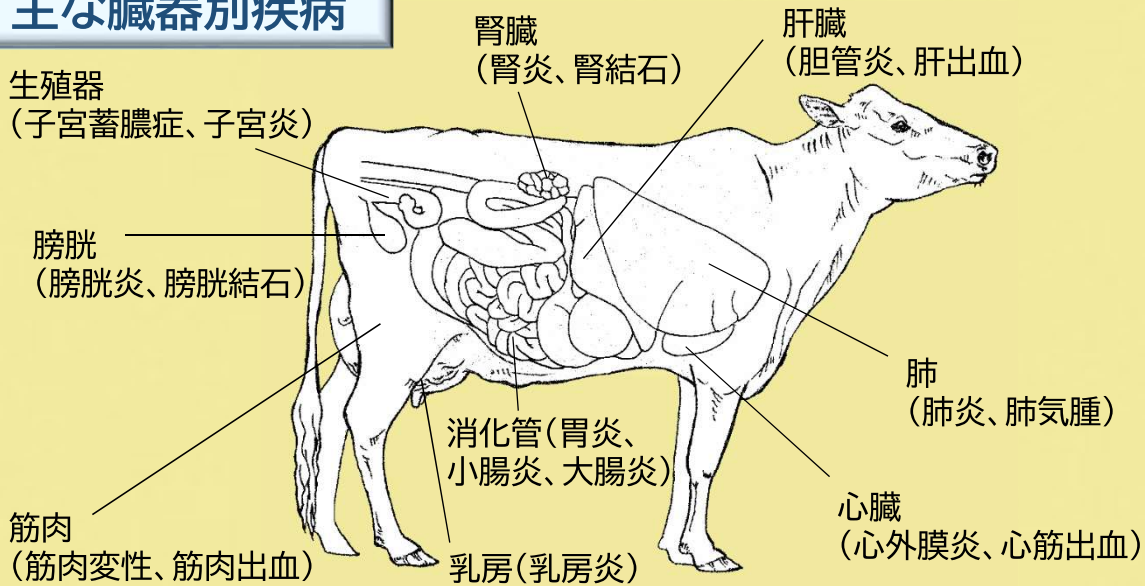
と畜検査のながれ



検印の種類 家畜の種類によって、次の形状の検印を押します。



主な臓器別疾病



神奈川県食肉衛生検査所

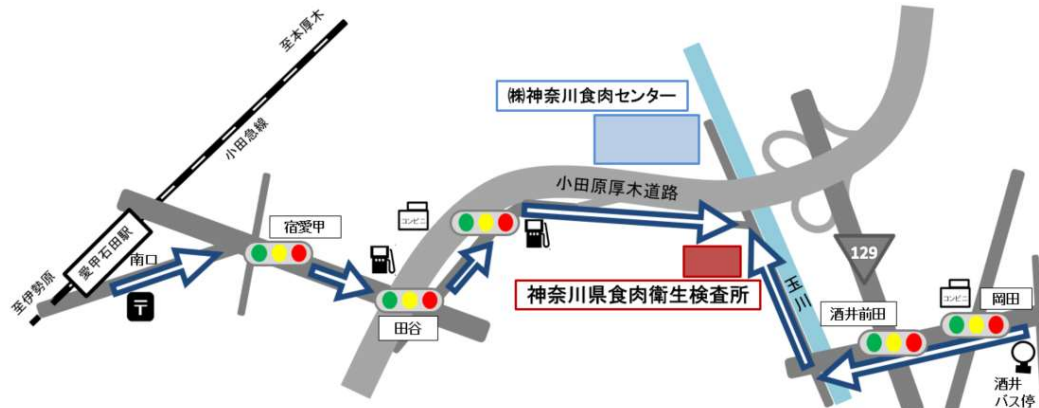
所在地 〒243-0022 神奈川県厚木市酒井892-1 電話：046(228)3516 FAX:046(227)6924

交通 ●小田急線愛甲石田駅南口から徒歩20分

●小田急線本厚木駅南口から「平塚駅北口行きバス」(約10分)

又は「田村車庫行バス」(約10分)、「酒井バス停」下車、徒歩10分

●東海道線平塚駅北口から「本厚木南口行きバス」(約40分)、「酒井バス停」下車、徒歩10分



詳しい情報は 検査所HPへ

神奈川県 食肉衛生検査所

検索